

(公表用)

岩手県福祉サービス第三者評価の結果

① 第三者評価機関名

社会福祉法人 岩手県社会福祉協議会

② 施設・事業所情報

施設名称:清光学園	種別:児童養護施設
代表者(職名) 氏名:沢田雅宏(園長)	定員 44名・利用人数:36名
所在地:岩手県花巻市石鳥谷町好地 4-80-13	
TEL:0198-45-5173	ホームページ: http://www.seikougakuen.jp
【施設・事業所の概要】	
開設年月日:昭和 54 年 4 月 1 日	
経営法人・設置主体(法人名・理事長名等):社会福祉法人 青松会 理事長 大竹昌和	
職員数	常勤職員: 39名 非常勤職員: 1名
専門職員	園長 1名 嘴託医 1名
	園長補佐兼個別対応職員 1名
	主任児童指導員
	兼家庭支援専門相談員 1名
	家庭支援専門相談員 1名
	地域小規模バックアップ職員 1名
	個別対応職員 1名
	事務兼栄養士 1名
	里親支援専門相談員 1名
	心理療法士兼事務 1名 有資格者
	事務兼児童指導員 2名
	児童指導員 21名 社会福祉士 6名
	特別指導員兼児童指導員 1名 精神保健福祉士 4名
	児童指導員補助 1名 管理栄養士 1名
施設・設備の概要	調理員兼児童指導員 3名 臨床心理士 1名
	施設整備担当 1名 公認心理士 1名
	宿直専門員 3名 保育士 20名
	(居室名) (設備等)
(1) 本体施設 (4 ホーム 定員 32名)	医務室・相談室・地域交流室
	自活訓練室・心理療法室
	クールダウン室
(2) 分園型小規模グループケア (1か所 定員 6名)	
(3) 地域小規模児童養護施設 (1か所 定員 6名)	

③ 理念・基本方針

○法人の基本理念

- 「調和」
 - ①調和の取れた児童の育成
 - ②地域との調和の取れた施設運営
 - ③すべての役職員の調和の取れた養育

○法人の基本理念

1 ガバナンス（組織統治）の確立

理事会を活性化するとともに、評議員会を設置し、組織的な法人・施設運営に努めます。

2 コンプライアンス（法令遵守）の徹底

社会やルールに沿った法人・施設運営に努めます。

3 社会に対する説明責任の徹底

ホームページや施設内掲示により情報を開示し、利用者や市民への説明責任を果たします。

4 公益的な取り組みの推進

地域の福祉ニーズに沿った公益的な事業に取り組み、福祉のまちづくりに貢献します。

5 職員養成の充実

体系的な研修プログラムを構築し、職員の資質向上に努めます。

○施設の基本理念

「和の心と使命感を持って、たくましく思いやりのある児童を育成する」

○施設の基本方針

1 子どもたちの最善の利益を基本に養護を行います。

2 子どもたちは権利を守り、生きる力を育みます。

3 職員は一つとなり、子どもたちとともに歩み、ともに成長します。

4 子どもたちにとってより家庭的な養護に努めます。

5 地域における子育ての支援に努めます。

④ 施設・事業所の特徴的な取組（サービス内容）

- ・施設移転により全養育体制が小規模化され、6年目となる。各ホームが独立した1つの家庭的養育環境となるようホーム毎にリーダーを配置し、リーダーを中心としてホームの運営にあたるとともに、専門職からの指導や助言を受け、ホーム職員1人1人の援助技術の向上に向け取り組んでいる。
- ・くらし・あんしん委員会を中心として児童の権利擁護に取り組み、職員による被措置児童虐待等の不適切な関わりの根絶や児童間暴力の早期発見・対応に努め、暮らしやすい生活の提供に努めている。

⑤ 第三者評価の受審状況

評価実施期間	令和6年4月18日（契約日）～ 令和6年12月11日（評価結果確定日）
受審回数（前回の受審時期）	4回（令和3年度）

⑥ 総評

◇ 特に評価の高い点

養育・支援の記録と共有

子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。

自立支援計画に基づく養育・支援の実施状況は、ネットワークシステム利用により本園ホーム、分園型ホームの職員間で共有されている。日誌やケース記録は統一された様式によって情報共有されている。ケース記録は、月ごとに、子ども本人、家庭、学校、総合の項目別の支援経過が記録されており、養育・支援の状況について、毎月の検証・見直しに繋がっている。記録の記載に当たっては「業務標準マニュアル」に記入上の注意点や例を挙げ、内容や書き方に差異が生じないようにしている。また、朝会は9時40分からオンラインで行われ、ホーム会議、リーダー会議、職員会議等での情報が共有化されている。ネットワークシステムは、個人やグループごとに必要な職員にのみ届くよう整備され、利用者の記録ファイルのほか、掲示板やメッセージ機能により、各種会議の情報などを共有する仕組みが機能している。

◇ 改善を要する点

子どもの心身の健康管理

一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理し必要がある場合は対応しているが、十分ではない。

「感染症対策」「予防接種」「投薬管理」等の健康管理に関する各マニュアルが整備され、日々職員は、ホームごとに子どもの健康管理に努めている。「すこやか日誌」に通院記録を必ず記入し、症状、通院スケジュール、投薬管理など全職員が全児童の情報を共有している。必要に応じて主治医、児童相談所、担当職員による支援会議を開催し情報共有して、支援に当たっている。近年は発達障害に起因する受診が増え、精神科の薬を服用している子どもも多い。薬の管理は各ホームで注意深く行っている状況である。園として包括的に子どもの健康や感染症の対応に努め、職員の医療や健康に関する知識を深めていくためにも、児童の健康管理の要となる看護師の配置が望まれる。

⑦ 第三者評価結果に対する事業者のコメント

今回で4回目の受審となりましたが、前回より評価が向上した項目が複数ありました。特に、家庭支援専門相談員を中心に、日頃から子どもに関する情報を保護者と共有し、相談に応じるなど、密接な連携を図りながら、施設全体で家族関係の調整や相談に取り組み、家族との信頼関係の構築を目指した点をご評価いただけたことは、職員一同にとって大きな励みとなりました。

一方で、さらなる向上が求められる項目について、具体的な改善点をご指摘いただき、深く感謝申し上げます。

特に、地域における公益的な取り組みは当学園にとっても重要な課題と認識しておりますので、制度の枠を超えて地域社会の負託に答え得る事業展開の中で地域に必要とされる施設を目指してまいります。

また、既存の仕組みの中で子どもの権利擁護の推進や意見表明権の尊重に取り組んでいるところではありますが、更に一層多様な方法で意見を表明できる体制の整備や子どもたちの「生きる力」を引き出せる養育の推進、職員の権利擁護意識の更なる醸成のための学びの機会の提供が必要を感じたところです。

今後、より質の高い支援、施設運営を目指し一人ひとりの権利を尊重し、自己実現を支える養育と児童の最善の利益実現のための支援を継続的に行って参ります。

⑧ 第三者評価結果

別紙の「第三者評価結果」に記載している事項について公表する。

第三者評価結果

受審事業所名： 清光学園

評価対象 I 養育・支援の基本方針と組織

I-1 理念・基本方針

I-1-(1) 理念、基本方針が確立・周知されている。		第三者評価結果
1	I-1-(1)-① 理念、基本方針が明文化され周知が図られている。	a
<p>法人、施設の理念、基本方針が適切に明文化されており、職員、子どもや保護者等への周知が図られている。</p> <p>法人の基本理念及び基本方針、施設の基本理念及び基本方針を定め、子どもの最善の利益と権利擁護を基本に据えた家庭的養育の実践と地域の子育て支援に努めることとしている。法人の基本理念、基本方針等はホームページ、施設パンフレット、子ども向けの「清光学園 せいかつのしおり」(低学年用、高学年用の2種類作成)、施設広報紙、事業報告書及び事業計画書に明記されている。児童、保護者には「せいかつのしおり」や施設パンフレット、広報紙を通して、基本理念等を分かりやすく説明している。年度初めの職員会議で施設長から基本理念等を周知するとともに、各ホームのリーダーを中心に、随時、職員間で基本理念等の共有を図り、職員と施設長との個別面接(年2回)でも確認している。事務室及び各ホームに基本理念等を掲示するとともに、関係機関等に広報紙や事業報告書、事業計画書を配布し、法人基本理念等の発信に努めている。</p>		

I-2 経営状況の把握

I-2-(1) 経営環境の変化等に適切に対応している。		第三者評価結果
2	I-2-(1)-① 施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。	a
<p>施設経営をとりまく環境と経営状況が的確に把握・分析されている。</p> <p>国的新しい社会的養育ビジョンや県の社会的養育推進計画など、社会的養護をめぐる新たな施策動向やニーズ見通し等を中心長期計画「清光学園家庭的養育推進計画」(計画期間R3～R12年度)に反映させ、施設の多機能化・高機能化、地域分散化に向けた取組を進めている。施設が所在する花巻市の保健福祉総合計画(子ども・子育て支援事業計画を含む)を職員に周知しているほか、要保護児童対策地域協議会への参画や家庭支援専門相談員の訪問活動等を通じて、地域のニーズ把握に努めている。前年度の法人の決算概要及び県内の6つの児童養護施設の財務比較資料を職員に配布し、施設の経営環境、収支状況等について理解を促すとともに、6つのホーム(施設本体4、分園型小規模グループケア1、地域小規模児童養護施設1)の経費比較表を定期的に職員に配布し、各ホームの適切な予算執行に活かしている。</p>		
3	I-2-(1)-② 経営課題を明確にし、具体的な取り組みを進めている。	a
<p>経営環境と経営状況の把握・分析にもとづき経営課題を明確にし、具体的な取組を進めている。</p> <p>R3年度に中長期計画が見直され、施設の高機能化及び多機能化・機能転換、小規模かつ地域分散化、人材の育成等、具体的な経営課題が明らかにされている。単年度事業計画に基づく取組状況について、各ホーム及び業務部門ごとに評価・検討を行い、運営会議(理事長、施設長、補佐、主任児童指導員で構成)で集約し、その結果が次年度の事業計画案に反映されるとともに、計画案を職員会議で説明し、意見を聞く機会が設けられている。近年、ケアニーズの高い子どもの入所が増えていることから、家庭的養育環境における「当たり前の生活の保障」を基本に据え、子どもの障害特性等を踏まえた受容的・支持的な関わりのもとでの個別的養育機能の充実を図ることや、職員の専門性向上に向けた組織の再編など、職員の理解と協力のもとで、運営課題の解決に向けた具体的な取組が進められている。今年度、地域に新たなホーム1か所の整備が見込まれ、中長期計画に即した着実な取組の進展が認められる。</p>		

I-3 事業計画の策定

I-3-(1) 中・長期的なビジョンと計画が明確にされている。		第三者評価結果
4	I-3-(1)-① 中・長期的なビジョンを明確にした計画が策定されている。	a
<p>経営や養育・支援に関する、中・長期の事業計画及び中・長期の収支計画を策定している。</p> <p>県が社会的養育推進計画を新たに策定したことを受け、令和3年3月に先行計画を全面的に見直した中長期計画が策定されている。新たな計画では、法人の基本理念及び基本方針を踏まえ、今後の児童養育のあるべき姿を示しつつ、施設の小規模化、地域分散化による家庭的養育の推進や施設の高機能化、多機能化等の取組を進めることとし、その実現に向けた財政計画が示されている。県の社会的養育推進計画を踏まえ、今後、入所定員を見直し(段階的に4名減員)、分園型小規模グループケアの増設及び地域小規模児童養護施設の整備を進めるとともに、本体施設のグループケアを3とし(1減)、地域に子どもたちの暮らしの場を広げ、より充実した家庭的養護の実現を目指している。今年度は入所定員が2名減となり、分園型グループケアの増設に取り組んでいるほか、ショートステイ等による地域の子育て家庭の支援にも積極的に対応している。</p>		

5	I-3-(1)-② 中・長期計画を踏まえた単年度の計画が策定されている。	a
单年度の計画は、中・長期計画を反映して具体的に策定されている。 事業計画策定マニュアルに示されるタイムスケジュールに即して、各業務部門及びホームごとの事業評価や課題の抽出、計画案作成、運営会議での全体の取りまとめ、さらに職員会議での説明と意見聴取のプロセスを経て、職員の理解と参画のもとで単年度事業計画が策定されている。施設の小規模化、地域分散化に向けた分園型小規模グループケアの増設や、施設の高機能化に向けた新たな委員会の設置など、単年度事業計画には中長期計画を反映した取組事項が明記されている。特に新たな委員会を設置し、子どもたちの性教育のあり方や学力向上、職員研修の進め方等の課題の解決に向けて、職員の主体的な参加のもとで具体的な取組を進めることとしており、今後の活動の成果が期待される。		
I-3-(2) 事業計画が適切に策定されている。		
6	I-3-(2)-① 事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。	a
事業計画の策定と実施状況の把握や評価・見直しが組織的に行われ、職員が理解している。 単年度事業計画策定マニュアルに基づいて、第4四半期に各業務部門及びホームごとに次年度計画に関する意見集約を行うとともに、事業計画重点課題ワークシートを活用して、職員の参画のもとで計画案を作成し、運営会議で協議・検討の上、全体計画案を取りまとめている。さらに年度末の職員会議で職員への説明及び意見聴取の機会を設けるなど、職員の共通理解のもとで計画策定の取組が行われている。理事会承認後にはパソコン掲示板に事業計画をアップロードし、随時、職員が閲覧可能となっているほか、事業計画書を各ホーム及び中途採用職員に配布し、計画内容の周知徹底を図っている。		
7	I-3-(2)-② 事業計画は、子どもや保護者等に周知され、理解を促している。	a
事業計画を子どもや保護者等に周知するとともに、内容の理解を促すための取組を行っている。 事業計画を施設のホームページに掲載するとともに、情報開示ファイル(本体施設事務室内に配置)に綴り込んで、来訪者等がいつでも閲覧できるようにしている。年度初めの「児童会」で事業計画の主な内容を子どもに説明するとともに、事業計画の要点を記載した施設広報紙を保護者に配布し、子どもや保護者への事業計画の周知に努めている。このほか、事業計画に掲げる法人の基本理念や基本方針、児童支援の基本方針、主要行事等について「せいかつのしおり」に記載し、その内容を入所時に子どもや保護者に説明の上、「せいかつのしおり」を配布し、事業計画に基づく施設の養育・支援の取組について理解を促している。		
I-4 養育・支援の質の向上への組織的・計画的な取組		
I-4-(1) 質の向上に向けた取組が組織的・計画的に行われている。		
8	I-4-(1)-① 養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われ、機能している。	b
養育・支援の質の向上に向けた取組が組織的に行われているが、十分に機能していない。 各種会議開催要項に基づき、朝会、ホーム会議、職員会議、リーダー会議、ケース会議、食事内容検討委員会、運営会議が開催され、各会議において養育支援の質の向上のための協議・検討が行われている。施設全体の運営課題等は、リーダー会議(ホームのリーダーで構成)や運営会議で協議・検討し、組織全体での課題共有や統一性のある対応を図っている。施設サービスに係る自己評価を毎年実施するとともに、定期的に第三者評価を受審しており、自己評価及び第三者評価、各種会議等を通じて把握された課題は、第4四半期の事業計画の評価、見直しの際に検討され、次年度の事業計画に反映されている。 ただし、年度中間の事業計画の進捗状況の評価・見直しが十分に行われていないことから、今後、新たに中間の評価・見直しを行うなど、PDCAサイクルのもとで養育・支援の質の向上を図る体制の確立が求められる。		
9	I-4-(1)-② 評価結果にもとづき施設として取り組むべき課題を明確にし、計画的な改善策を実施している。	b
評価結果を分析し、明確になった施設として取り組むべき課題について、改善策や改善実施計画を立て実施しているが、十分ではない。 定期的に開催される会議や福祉サービスに係る自己評価及び第三者評価等、様々な機会を通じて、随時、施設として取り組むべき課題を把握するとともに、ホームごとの会議やリーダー会議、職員会議等で課題を共有し、具体的な改善の取組を進めている。 ただし、改善方策や取組状況を継続的に把握し、必要に応じて取組の見直しを行うための内部体制が十分に確立されていない。現状は事業計画の評価、見直しが第4四半期に集中的に行われているが、年度中間の評価、見直しの実施を含めて、取り組むべき課題への対応状況をホーム及び業務部門ごとに継続的に把握し、PDCAサイクルのもとで改善の取組が求められる。なお、取組み手順の明確化や取組みの主軸となる新たな内部組織を設けることなどについて、工夫、検討が望まれる。		

評価対象 II 施設の運営管理

II-1 施設長の責任とリーダーシップ

II-1-(1) 施設長の責任が明確にされている。		第三者評価結果
10	II-1-(1)-① 施設長は、自らの役割と責任を職員に対して表明し理解を図っている。	a
施設長は、自らの役割と責任を職員に対して明らかにし、理解されるよう積極的に取り組んでいる。 施設長の権限や職務内容が定款施行細則及び管理運営規定に明記されている。施設長は、業務分担表や組織図により自らの役割や責任を職員に明示するとともに、年度当初の職員会議において、施設運営の基本的な考え方や職員に期待する事柄等を取りまとめた資料を作成し、自らの考えを職員に明確かつ具体的に伝えている。毎月の職員会議でも当面の運営課題や養育・支援の進め方、仕事上の留意事項等について職員に具体的に伝えるなど、職員の理解と協力のもとで、施設が円滑に運営されるよう努めている。施設長不在時には、施設長補佐が代決することを職員に周知し、事故・災害等の有事の際の対応に備えている。		
11	II-1-(1)-② 遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っている。	b
施設長は、遵守すべき法令等を正しく理解するための取組を行っているが、十分ではない。 法人の基本方針にコンプライアンス(法令遵守)の徹底が掲げられ、「法令遵守要綱」が定められている。施設長は、社会的養護に関連する法令や制度改革等に係る最新の動向を把握し、関連法令等に基づいて適正に施設の運営が行われるよう職員会議等で職員に周知徹底している。「法令遵守要綱」に基づき、コンプライアンスチェックシートを活用した職員個々の業務の振り返り(年1回)が実施され、施設長と職員の個別面談(年2回)によりコンプライアンスの確認が行われている。 ただし、コンプライアンスをテーマとした職員研修が特に開催されていない。また「法令遵守要綱」に職員からの相談や報告に対する十分な保護措置を講じることが大原則とする旨が明記されているが、現状は相談窓口及び担当者が明確となっていない。今後、コンプライアンス研修の開催や相談窓口等の明確化について、検討が望まれる。		
II-1-(2) 施設長のリーダーシップが発揮されている。		第三者評価結果
12	II-1-(2)-① 養育・支援の質の向上に意欲をもちその取組に指導力を発揮している。	a
施設長は、養育・支援の質の向上に意欲をもち、施設としての取組に十分な指導力を発揮している。 施設長は、児童指導員の経験を有し、前年度まで事務長として予算経理等の事務を統括するなど、幅広く施設運営に携わっている。職員が主体的に業務課題に取り組めるよう、今年度は「学力向上委員会」、「性教育委員会」等の5つの委員会を発足させているが、説明資料「令和6年度各種委員会の活動について」により活動方針等を職員に周知し、ホームの枠を超えた職員相互の連携、協力のもとで、組織的、計画的な取組の展開を図っている。施設長は、隔月でホーム会議、ケース検討会議等に参加し、子どもの養育・支援の具体的な状況を把握し、必要な指導助言を行っている。このほかに園内研修やOJT、外部研修を通じて職員一人ひとりの支援スキルの向上や専門知識の習得を促すとともに、自らも全国児童養護施設長研修等に参加し、専門性の向上に努めている。		
13	II-1-(2)-② 経営の改善や業務の実効性を高める取組に指導力を発揮している。	a
施設長は、経営の改善や業務の実効性を高める取組に十分な指導力を発揮している。 施設長は、職員との個別面接(年2回)を行い、法人の基本理念や権利擁護、養育支援のあり方等のほか、職場環境や仕事上の困りごとなどについて話し合うなど、職員一人ひとりの意見、意向を踏まえた施設運営に努めている。施設長は、前年度の収支決算の状況や県内他施設との収支比較、ホームごとの経費支出の状況等について、資料を用いて職員会議等で具体的に説明し、職員の理解と協力のもとで予算の適切かつ効果的な執行に努めている。このほか、施設長は、意思決定の権限と責任を明確にした組織運営を基本に据え、職種連携によるチームでの対応やリーダーを中心としたホーム運営の充実を図っている。さらに職員の就業状況や要望等を踏まえ、新たにホームのバックアップ職員を配置するなど、施設の運営体制の充実と養育支援の質の向上に積極的に取組んでいる。		
II-2 福祉人材の確保・育成		
II-2-(1) 福祉人材の確保・育成計画、人事管理の体制が整備されている。		第三者評価結果
14	II-2-(1)-① 必要な福祉人材の確保・定着等に関する具体的な計画が確立し、取組が実施されている。	b
施設が目標とする養育・支援の質を確保するため、必要な福祉人材や人員体制に関する具体的な計画が確立しているが、それにもとづいた取組が十分ではない。 中長期計画に、施設の小規模化、地域分散化の課題や、医療的な支援ニーズの高まりなどに対応するため、看護師や社会福祉士、心理職等の専門的人材を確保することや計画最終年度を目標とする入所定員及び職員体制等が明記されている。「人材育成指針」及び中長期計画の「人材育成計画」に職員に求められる専門性や人材育成のレベル、キャリアや職位に応じた人材育成の取組が体系的に示され、年度ごとの研修計画に基づいて施設内研修の開催や外部研修の受講が計画的に行われている。家庭支援専門相談員や心理療法担当職員、里親支援専門相談員等の専門職を配置し、職種連携によるチーム対応の充実を図るとともに、ホームのリーダーによるOJTや専門職によるスーパーバイズを行う体制のもとで施設全体の養育・支援の質の向上を図っている。 ただし、養育・支援に困難さを有する子どもの入所が増えつつある中で、健康管理や医療的なケア、感染症対策の要となる看護師が不在であり、その配置の実現に向けた検討が望まれる。		

15	II-2-(1)-② 総合的な人事管理が行われている。	b
総合的な人事管理に関する取組が十分ではない。 中長期計画の中で「組織が求める職員像」や、職員の経験年数や職位に応じて求められる役割と技術が明示されている。さらに、「人材育成指針」に育成のレベル（6段階）やレベルアップの考え方、育成レベルに応じて修得すべき8つの育成領域が示され、職員がキャリア形成を見通すことが可能となっている。育成レベルは、研修及び実務の実績等を踏まえ、施設長が判断することとしている。職員は、施設長との面談を通じて「人材育成指針」を踏まえた年度別目標管理シートを作成し、施設長の助言を得ながら目標管理シートに基づいて目標達成の状況等を把握し、その後の取組に活かすかたちとなっている。 ただし、現状は職員の育成に重点が置かれ、目標管理や業績評価の取組が十分に行われていないことから、今後、目標管理制度、教育研修制度、人事考課制度を相互に関連づけた総合的人事管理に向けて、さらなる取組の工夫が望まれる。		
II-2-(2) 職員の就業状況に配慮がなされている。		
16	II-2-(2)-① 職員の就業状況や意向を把握し、働きやすい職場づくりに取り組んでいる。	a
職員の就業状況や意向を定期的に把握し、必要があれば改善する仕組みが構築され、働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。 中長期計画に施設長の役割として、職員同士が支え合う施設文化を構築し、チームアプローチが機能するよう施設運営を行うことが掲げられている。施設長と職員の個別面談や意向調査等を通じて、職員配置や支援体制の充実を図り、本年度、新たにホームのバックアップ職員が配置されている。年1回職員のストレスチェックを行うとともに、ホーム会議に施設長、施設長補佐が参加し、オープンなコミュニケーションのもとで風通しの良い職場づくりに努めている。リーダーが中心となってホームの運営及び職員育成に取組むことを基本に据えるとともに、家庭支援専門相談員等の専門職がスーパーバイズ及びホーム支援を行う体制を定着させ、職員の孤立化の防止やチームによる養育・支援の充実を図っている。出産した職員全員が育児休暇を取得し、育休明けには時短勤務で就労継続しているほか、職員の勤務時間の適切な把握に努めるなど、施設全体で働きやすい職場づくりに積極的に取り組んでいる。		
II-2-(3) 職員の質の向上に向けた体制が確立されている。		
17	II-2-(3)-① 職員一人ひとりの育成に向けた取組を行っている。	b
職員一人ひとりの育成に向けた目標管理等が行われているが、十分ではない。 中長期計画に「組織が求める職員像」「人材育成の階層と役割・技術」「職員研修計画」が示され、さらに「人材育成指針」「人財育成計画」に基づき、施設長と職員との面談を経て、年度別目標管理シートが作成されている。職員は、施設長の助言を得ながら目標達成状況や資質向上のポイント等を把握し、次年度の取組に活かすこととされているが、職員の業務目標の進捗状況や達成状況を確認する取組が十分に行われていない。 今後、施設全体の重点目標や対応方針を踏まえつつ、施設長との面談を通じて、職員一人ひとりが自らの知識・経験に応じた業務の目標を設定し、その進捗状況や達成状況を確認できるよう、目標管理に係る規定の整備や職員の理解を広げるための更なる取組が望まれる。		
18	II-2-(3)-② 職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定され、教育・研修が実施されている。	b
施設として職員の教育・研修に関する基本方針や計画が策定されているが、内容や教育・研修の実施が十分ではない。 中長期計画に「組織が求める職員像」「人材育成の階層と役割・技術」「職員研修計画」が掲げられ、「人材育成指針」及び「人材育成計画」が策定されている。「人材育成指針」に経験年数と業務実績に応じた人材育成のレベル等が示され、「人材育成計画」では職員と施設長との面談を通じて年度別目標管理シートを作成することや、OJTを基本にOff-JT、SDS(Self Development System、自己啓発活動への援助)を合わせて計画的に研修を進めることなどが示されている。今年度は、新たに園内研修委員会を発足させ、年間計画に基づく内部研修や外部研修を計画的に実施し、入職前及び新採用職員研修やホーム職員交換研修など、取組の充実が図られている。 ただし、現状は「人材育成指針」に掲げられる人材育成レベルに対応した研修の階層化が十分に行われていない。今後、入職前職員や新採用職員を対象とした研修に加え、人材育成レベルに対応した中堅もしくは上級職員を対象とする研修の企画・実施など、更なる取組が望まれる。		
19	II-2-(3)-③ 職員一人ひとりの教育・研修の機会が確保されている。	b
職員一人ひとりについて、教育・研修等の機会が確保されているが、参加等が十分でない。 事業計画や園内研修計画、外部研修受講計画に基づいて職員の教育・研修が実施されている。園内研修では、性教育や権利擁護、CAP(子どもへの暴力防止)等をテーマに研修が行われ、職員の養育支援スキルの向上を図っている。全職員が研修に参加できるよう、同一テーマでの園内研修の複数回実施や、外部研修の計画的な受講等の配慮がされている。職員の専門性を高めるため、社会福祉士や精神保健福祉士の国家資格取得を奨励・支援し、昨年度は1名が精神保健福祉士の資格を取得している。ホームのリーダーによるOJTや、専門職によるスーパーバイズ及びホーム支援が行われている。 しかし、業務が繁忙化する中で、OJTやスーパーバイズを十分に機能させていくことが課題となっている。これまでの実践の成果を踏まえつつ、OJT及びスーパーバイズに係るマニュアルの整備や、リーダー及び専門職員を対象としたOJT等の研修の実施について検討してほしい。		

II-2-(4) 実習生等の養育・支援に関する専門職の研修・育成が適切に行われている。		第三者評価結果
20	II-2-(4)-① 実習生等の養育・支援に関する専門職の研修・育成について体制を整備し、積極的な取組をしている	a
<p>実習生等の養育・支援に関する専門職の研修・育成について体制を整備し、効果的なプログラムを用意する等、積極的な取組を実施している。</p> <p>事業計画には、将来の人材育成という観点から、施設現場実習を通して理論と実践を総合的に学ぶ場を提供することを基本として実習生の受け入れを行うことが明記されている。保育実習、介護等体験、社会福祉士相談援助実習を計画的に受け入れ、マニュアルに基づいて計画的に実習が行われている。社会福祉士相談援助実習では、多機関連携による重層的支援体制について学ぶことをねらいの一つとしている。実習期間中に養成校の担当教員が来訪して実習生や施設担当職員と実習の振り返り等を行う機会を設けている。昨年度、保育実習13名、社会福祉士相談援助実習4名、介護等体験2名の実習を受け入れており、施設全体で将来の福祉の担い手の育成に積極的に取り組んでいる。</p>		

II-3 運営の透明性の確保

II-3-(1) 運営の透明性を確保するための取組が行われている。		第三者評価結果
21	II-3-(1)-① 運営の透明性を確保するための情報公開が行われている。	a
<p>施設の事業や財務等に関する情報について、適切に公開している。</p> <p>ホームページに法人の基本理念及び基本方針、施設の概要、児童支援の内容、事業計画、事業報告、決算、第三者評価受審結果が掲載され、WAM NET(独立行政法人 福祉医療機構)の社会福祉法人の財務諸表等電子開示システムにリンクして、財務諸表及び現況報告書の閲覧が可能となっている。広報紙にも財務諸表、法人・施設の基本理念や基本方針、事業計画が掲載されているほか、子どもたちの暮らしの様子や新規のホーム開設などが写真を用いて分かりやすく紹介されている。このほか、事務室に情報開示ファイルを備え、施設の現況報告、事業計画、事業報告、財務諸表等を閲覧が隨時可能であり、法人及び施設についての情報公開が適切に行われている。</p>		
22	II-3-(1)-② 公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。	a
<p>公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p> <p>法人の「法令遵守要綱」に法令遵守の基本姿勢、基本原則、行動規範のほか、職員が遵守すべき具体的な事項として守秘義務やリスクの説明、利用者との癒着の禁止、リペート要求の禁止等が明記され、「よりよい法人・施設にするための行動規範」として、差別やハラスメントの禁止、法令遵守に関する職員からの相談や報告に対する保護措置が取られることを大原則とすることなどが掲げられている。「法令遵守要綱」に基づきコンプライアンスチェックシートによる職員の自主点検(年1回)が行われているほか、会計及び予算、決算に係る業務については法人監事による四半期に1回の監査や外部の税理士による月1回の会計のチェック及び会計業務等に係る指導が実施されている。ホームごとの会計処理の要点を分かりやすくまとめたマニュアルを作成し、ホームでの適切な予算執行及び会計処理の進め方について職員に周知徹底するなど、施設全体で公正かつ透明性の高い適正な経営・運営のための取組が行われている。</p>		

II-4 地域との交流、地域貢献

II-4-(1) 地域との関係が適切に確保されている。		第三者評価結果
23	II-4-(1)-① 子どもと地域との交流を広げるための取組を行っている。	a
<p>子どもと地域との交流を広げるための地域への働きかけを積極的に行っている。</p> <p>コロナ感染症の影響で地域行事は数年間開催されなかったが、昨年度から子ども会行事や地域の運動会が再開され、子どもと職員が一緒に参加し、盛り上がりを見せている。地元の伝統の秋祭りにも多くの子どもが参加し、職員は子どもへの付き添いに加え、交通整理等を手伝い、地域貢献の機会ともなっている。地域に所在するホーム(地域小規模児童養護施設、分園型グループホーム各1か所)では、入居する子どもたちがゴミ出し等を通じて地域生活のルールを理解し、近隣住民との交流を広げている。日頃から施設本体や地域のホームに友だちが来訪し、子どもたちは居室や隣接の小学校の校庭などで友だちと楽しく交流している。職員が地域の子ども育成会の役員を務め、地域の運動会や資源回収活動に参加するなど、子どもと地域との交流を広げる取組を積極的に進めている。</p>		

24	II-4-(1)-② ボランティア等の受入れに対する基本姿勢を明確にし体制を確立している。	b
ボランティア等の受入れに対する基本姿勢が明示されているが、受入れについての体制が十分に整備されていない。 「ボランティア受け入れマニュアル」に目的、受入れ方針、基本姿勢、受入れ窓口及び担当者、申込み手続き等が明記され、施設全体でボランティア受入れの体制を整えている。コロナ禍により受入れが困難な時期が続いたが、本年度、年少児の余暇支援ボランティア1名の登録があり、子どもたちと楽しく交流する機会を設けている。ボランティア活動を行う際には、担当者がボランティアに対して注意事項等を丁寧に説明し、ボランティア保険にも加入している(保険料は施設負担)。このほか、施設長が地元小学校の評議員に就任し、学校運営に協力している。現状はボランティア登録が1名に止まっていることから、学習支援等の新たなボランティアの受入れを検討するなど、更なる取組の充実が望まれる。		
25	II-4-(2)-① 施設として必要な社会資源を明確にし、関係機関等との連携が適切に行われている。	a
子どもによりよい養育・支援を実施するために必要となる、関係機関・団体の機能や連絡方法を体系的に把握し、その関係機関等との連携が適切に行われている。 関係機関を分野ごとに網羅した「機関連絡先一覧」が施設本体及び各ホームに掲示され、職員間で情報が共有されている。新入職員に対しては、新採用職員研修や職員会議、日々のOJTを通じて地域の関係機関の役割や機能について理解を促している。児童相談所や子どもの通学先の学校と定期的に連絡会議を開催しているほか、必要に応じて児童相談所、学校、医療機関等との個別ケース検討会議を開催し、家庭支援専門相談員が児童福祉司と合同で家庭訪問を行うなど、よりよい養育・支援に向けて地域の関係機関との緊密な連携を図っている。アフターケアに際しては、市町村の関係部署、地域の基幹相談支援センター等と連携して必要な支援を行っている。施設長が施設が所在する市の要保護児童対策地域協議会の全体会議に、主任児童指導員及び家庭支援専門相談員が実務者会議に参画し、地域の関係機関等とのネットワークのもとで、施設機能を活かした地域の子育て家庭の支援等に取り組んでいる。		
26	II-4-(3)-① 地域の福祉ニーズ等を把握するための取組が行われている。	b
地域の具体的な福祉ニーズ・生活課題等を把握するための取組を行っているが、十分ではない。 中長期計画に地域における子育て支援が明記され、子育て短期支援事業や児童相談所からの一時保護の受託、地域の里親支援等に積極的に取組んでいるほか、職員が地元の要保護児童対策地域協議会、社会福祉法人連絡会議、小学校運営協議会に参画している。これらの取組を通じて地域の子育て支援が必要な家庭のニーズ把握が可能となっている。 しかし、把握されたニーズ情報の評価・分析について、組織としての取組が十分に行われていない。新たに家庭支援専門相談員を中心とした作業チームを編成するなど、地域ニーズの評価・検証を行うための内部体制を整え、市町村の関係部署や児童委員等との十分な連携のもとで潜在的ニーズの把握に努めるなど、更なる取組の充実が望まれる。		
27	II-4-(3)-② 地域の福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が行われている。	b
把握した地域の具体的な福祉ニーズ等にもとづく公益的な事業・活動が十分ではない。 施設が所在する市の要保護児童対策地域協議会の構成員として、施設長が全体会議に、主任児童指導員及び家庭支援専門相談員が実務者会議に参画し、要保護児童等の支援ネットワークの一翼を担っている。子育て短期支援事業(5市町と契約)に基づくショートステイ等に対応し、要保護児童等について児童相談所の一時保護を受託している。県内の社会福祉法人が連携して暮らしの困りごとを抱えた人の自立支援を目指す「IWATE・あんしんサポート事業」に継続して参加し、生活困窮者等の支援ニーズへ対応している。地域の講演会への講師派遣や施設見学の受入れ、施設の地域交流室の住民への開放等を行うとともに、地域防災の一環として、子どもたちと職員が消防署との連携のもとで冬季の夜警活動に取り組んでいる。 現状は制度に基づく事業による取組が中心となっているが、今後、例えば親子一緒にショートステイの受入れや通園による継続的な相談援助など、既存の制度の枠組みを超えた公益性のある取組の充実が望まれる。		

評価対象 III 適切な養育・支援の実施

III-1 子ども本位の養育・支援

III-1-(1) 子どもを尊重する姿勢が明示されている。		第三者評価結果
28	III-1-(1)-① 子どもを尊重した養育・支援の実施について共通の理解をもつための取組を行っている。	a
	子どもを尊重した養育・支援の実施についての基本姿勢が明示され、施設内で共通の理解をもつための取組が行われている。 基本理念や基本方針に子どもを尊重した養育や支援の基本姿勢が明示されている。倫理綱領は全国児童養護施設協議会策定のものを準用し、スタッフルームや事務室に掲示しているほか、施設長と職員の面談においても確認している。また、毎年3月の職員会議では、「けんりノート」を用いて、子どもから想定される質問について共通理解を図るとともに、ホームごとに「けんりノート」の説明を行っている。さらに全職員が定期的に「児童養護施設における人権擁護チェックリスト」を用い、人権擁護、人権侵害、性的虐待防止等について自己点検を行い、子どもを尊重した養育・支援の実施に努めている。	
29	III-1-(1)-② 子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。	
	子どものプライバシー保護に関する規程・マニュアル等を整備し、子どものプライバシーに配慮した養育・支援が行われている。 「業務標準マニュアル」のほか「プライバシー保護マニュアル」を整備し、施設生活においてプライバシーが侵害され、名誉や信用が傷つけられることがないよう、職員の具体的な点検内容を明記し、子どものプライバシー保護に配慮した養育・支援が行われている。また、2月には、このマニュアルをもとに子どものプライバシーについて、職員チェックリストによる自己点検を実施している。 児童居室は、分園型ホームを含め全て個室となっておりプライバシーが守られている。プライバシーに関する子ども・保護者への周知は、「せいかつのしおり」を利用し、入所時に子どもや保護者に説明している。また、「せいかつのしおり」は高学年用と低学年用を作成し、年齢に応じて対応している。	a
III-1-(2) 養育・支援の実施に関する説明と同意(自己決定)が適切に行われている。		第三者評価結果
30	III-1-(2)-① 子どもや保護者等に対して養育・支援の利用に必要な情報を積極的に提供している。	a
	子どもや保護者等が養育・支援を利用するためには必要な情報を積極的に提供している。 施設のホームページやパンフレット、広報紙、「せいかつのしおり」等、子どもや保護者向けに工夫した資料を準備し、必要な情報を提供している。「せいかつのしおり」は低学年用と高学年用を作成し、年齢に応じた説明資料として、毎年9月に見直しを行っている。 また、子どもの入所に際しては、子どもや保護者等の希望に応じた施設見学を行うほか、児童相談所へ職員が訪問し事前説明を行うなど、入所時に児童と保護者が安心して入所できるよう情報提供に努めている。	
31	III-1-(2)-② 養育・支援の開始・過程において子どもや保護者等にわかりやすく説明している。	a
	養育・支援の開始・過程において同意を得るにあたり、施設が定める様式にもとづき子どもや保護者等にわかりやすく説明を行っている。 養育・支援の開始に当たり、「児童入所受入対応マニュアル」を整備し、受け入れ支援の方法について明記するとともに、「せいかつのしおり」など、分かりやすい資料を用意し、施設が提供するサービスについて説明を行い、子どもや保護者から同意を得ている。また、予防接種や広報紙等への写真の掲載に関する承諾についても、書面で確認・同意を得ている。意思決定が困難な子どもや保護者等へは、児童相談所と連携し担当児童福祉司の立会いのもと、分かりやすい言葉で説明するなど十分に配慮し対応している。	
32	III-1-(2)-③ 養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮した対応を行っている。	a
	養育・支援の内容や措置変更、地域・家庭への移行等にあたり養育・支援の継続性に配慮している。 「退所に向けた支援マニュアル」を整備し、家庭復帰、社会自立、里親委託、措置変更等に向けて、家庭支援専門相談員が家庭復帰支援計画を作成し、養育・支援の継続性を損なわないよう計画的な支援を行っている。措置変更の際は、「退園時引き継ぎ書」を作成し、養育・支援の継続性に配慮している。また、子どもや保護者等に対して退所後の相談窓口を明示した「退園に向けて」の文書を渡し、退所後も支援の継続性が保たれ、安心して生活できるよう対応している。	

III-1-(3) 子どもの満足の向上に努めている。

第三者評価結果

33

III-1-(3)-① 子どもの満足の向上を目的とする仕組みを整備し、取組を行っている。**a**

子どもの満足を把握する仕組みを整備し、子どもの満足の結果を踏まえて、その向上に向けた取組を行っている。

「満足度調査マニュアル」が整備され、施設生活に対する子どもの満足に関する調査が年1回行われている。令和5年度は7月に実施され、その集計結果を8月の職員会議で検討し、9月の「児童会」にフィードバックし、児童参画のもとで満足度向上に取り組んでいる。また、食事面でも食事アンケート調査を実施し、集計と分析を行い満足の向上に努めている。

「くらし・あんしん委員会」では、児童から2か月に1回意見等を聞き取り、児童から意見が出た場合は意見要望記録に記載し、その都度対応している。

III-1-(4) 子どもが意見等を述べやすい体制が確保されている。

第三者評価結果

34

III-1-(4)-① 苦情解決の仕組みが確立しており、周知・機能している。**a**

苦情解決の仕組みが確立され子ども等に周知する取組が行われているとともに、苦情解決の仕組みが機能している。

「苦情解決委員会規程」に基づき、苦情解決委員会を設置し、苦情解決の体制(苦情解決責任者、苦情受付担当者、第三者委員の設置)が整備されている。施設内に掲示物の掲示や目安箱を設置し、苦情申出をしやすい環境を整備している。また「せいかつのしおり」には、苦情解決事業について記載し、子どもや保護者にも周知している。「くらし・あんしん委員会」においても、2か月に1回児童から聞き取り調査を行い、一人ひとりが苦情を表明しやすい環境となっている。出された苦情は、職員会議で迅速に情報を共有し、養育・支援の向上に取り組んでいるとともに、苦情解決委員会に報告されている。

35

III-1-(4)-② 子どもが相談や意見を述べやすい環境を整備し、子ども等に周知している。**a**

子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる環境が整備され、そのことを子どもに伝えるための取組が行われている。

子どもが相談したり意見を述べたい時に方法や相手を選択できる「困った時には相談しよう」の掲示を行い、複数の相談窓口が用意されていることを子どもに伝える取組が行われている。また、「意見・要望等対応マニュアル」に従い、職員に直接申出のあったもの、日常会話から職員が意見・要望として判断したもの、「児童会」「くらし・あんしん委員会」の聞き取りなどから収集した意見や要望は、「意見・要望等対応記録表」に記載されている。相談や意見を述べやすいスペースの確保等は、居室が個室化され、話しやすい環境となっている。

36

III-1-(4)-③ 子どもからの相談や意見に対して、組織的かつ迅速に対応している。**a**

子どもからの相談や意見を積極的に把握し、組織的かつ迅速に対応している。

子どもから相談や意見を受けた際の記録の方法や報告の手順、対応策を定めた「意見・要望等対応マニュアル」に基づき、適切な相談対応に努めている。子どもへの満足度アンケートや「くらし・あんしん委員会」の2か月に1回の聞き取り調査等により、子どもの相談や意見を聞いている。相談を受け、その場で回答ができない場合はホーム職員で検討し、他ホームの意見や考えも取り入れつつ慎重に回答している。また、毎月1回「児童会」を開催し、意見や要望を聞いている。今年度の具体的な要望があった小遣い改定では、運営会議で検討し、改定されている。

III-1-(5) 安心・安全な養育・支援の実施のための組織的な取組が行われている。

第三者評価結果

37

III-1-(5)-① 安心・安全な養育・支援の実施を目的とするリスクマネジメント体制が構築されている。**b**

リスクマネジメント体制を構築しているが、子どもの安心と安全を脅かす事例の収集や要因分析と対応策の検討・実施が十分ではない。「リスクマネジメント要綱」を策定し、リスクマネジメントに関する責任者を明確にし、職員から出されたヒヤリハットを報告書としてまとめるとともに、内容を職員会議で周知し、再発防止に取り組んでいる。さらに「危機管理マニュアル」を整備し、児童の命を守る取組が行われている。また、危険箇所の点検と必要な修繕や交通安全指導を定期的に実施し、子どもの安全確保に努めている。

しかし、ヒヤリハット報告書や事故報告書の発生要因を分析し、改善策・再発防止策を検討・実施する等の取組が不十分であり、既存の委員会にその役割を位置づけるなど、リスクマネジメント体制を明らかにしていくことが求められる。また、職員会議の時間等を活用するなどして、安全確保・事故防止に関する研修体制を構築することが望まれる。

38	III-1-(5)-② 感染症の予防や発生時における子どもの安全確保のための体制を整備し、取組を行っている。	b
感染症の予防策が講じられ、発生時等の緊急を要する子どもの安全確保について施設として体制を整備しているが、取組が十分ではない。 「感染症マニュアル」「予防接種マニュアル」を整備し、感染症の予防や発生時における子どもの安全確保について、医療機関一覧を作成し、すぐ対応できるよう職員に周知して取り組んでいる。看護師が未配置のため、健康管理担当職員(保育士)が中心となり、嘱託医や学校の養護教諭と連携しながら感染症予防に取り組んでいる。 しかし、「感染症マニュアル」及び「予防接種マニュアル」を整備し対策は講じているが、定期的な勉強会などは実施できていない。今後、ホームの分散化による小規模化が進む中で、施設の感染症予防体制の整備や専門的対応、職員研修の充実のために、看護師等の医療専門職配置について、関係機関と連携した検討が望まれる。		
39	III-1-(5)-③ 災害時における子どもの安全確保のための取組を組織的に行っている。	b
地震、津波、豪雨、大雪等の災害に対して、子どもの安全確保のための取組を行っているが、十分ではない。 「防火管理規程」、「防災マニュアル」に基づき、火災、地震、暴風雨、水害等災害時の対応体制を定め、毎月、避難訓練を実施し、子ども及び職員の防災意識の向上と安全確保に向けた取組を行っている。 今後は、避難経路、避難場所、安否確認方法等の安全確保のための防災マニュアルについて、当該地域の地域防災組織と連携し、それぞれの実情にあわせて整備することが求められる。また、事業継続計画(BCP)の策定も進めているが、立地条件等から災害の影響を把握し、発災時においても養育・支援が継続できるよう、必要な対策・訓練等を行っていくことが求められる。		

III-2 養育・支援の質の確保

III-2-(1) 養育・支援の標準的な実施方法が確立している。		第三者評価結果
40	III-2-(1)-① 養育・支援について標準的な実施方法が文書化され養育・支援が実施されている。	b
養育・支援について、標準的な実施方法が文書化されているが、それにもとづいた養育・支援の実施が十分ではない。 子どもの養育・支援について標準的な実施方法を文書化した「業務標準マニュアル」を作成し、施設の基本理念や業務の基本、養育の基本方針、勤務別標準的業務を記載し、入職前学習や新任職員研修の資料として配布・周知し活用している。また、毎月のホーム会議において、標準的な実施方法に基づいた子どもの養育・支援(生活支援、学習支援、食生活等)が自立支援計画どおり、日々の支援の中で実施できているかを項目ごとに職員間で確認している。 しかし、確認内容を今後の養育・支援に活かす仕組みが十分とは言えない。今後、職員間におけるモニタリングの仕組みを確立するなど、PDCAサイクルのもとで更なる養育・支援の質の向上を図る工夫が望まれる。		
41	III-2-(1)-② 標準的な実施方法について見直しをする仕組みが確立している。	b
標準的な実施方法について定期的に検証し、必要な見直しを組織的に実施できるよう仕組みを定めているが、検証・見直しが十分ではない。 標準的な実施方法は、年1回9月に見直しを行っている。また、ホーム会議が毎月1回行われ、子どもの様子について情報共有が図られ、養育・支援の振り返りと必要な見直しが行われている。 しかし、組織的な検証・見直しの仕組みが整備されていない。今後、標準的なモニタリングシート等を作成するなど、そのツールを活用した自立支援計画の実施状況の検証や必要に応じた見直し、さらには職員や子どもからの意見や提案が反映されるような体制づくりが求められる。		
III-2-(2) 適切なアセスメントにより自立支援計画が策定されている。		第三者評価結果
42	III-2-(2)-① アセスメントにもとづく個別的な自立支援計画を適切に策定している。	b
子ども一人ひとりの自立支援計画を策定するための体制が確立しているが、取組が十分ではない。 自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。 自立支援計画の責任者を設置し、「自立支援計画作成マニュアル」に基づき計画的に策定している。アセスメントシートは岩手県児童養護施設協議会で作成したもの用いており、自立支援計画作成マニュアルに基づき毎年1月に作成している。自立支援計画やアセスメントシートは、ケースカンファレンスを実施しケース担当職員を中心として、心理職や専門職の意見も取り入れ作成されている。また、支援困難ケースにおける自立支援計画の作成は、発達特性や問題行動など支援が難しい要因を分析し、適切な養育や支援ができるよう配慮している。 しかし、「自立支援計画作成マニュアル」により自立支援計画作成手順が示され、その一部としてアセスメント様式が示されているものの、アセスメントを行うための手順や要領は明確に示されていない。情報の収集・整理の部分とそれを評価・アセスメントする一連の枠組みを整理し、子どもの状況が正確に把握され、適切なアセスメントが実施されるよう改善が望まれる。		

43	III-2-(2)-② 定期的に自立支援計画の評価・見直しを行っている。	a
自立支援計画について、実施状況の評価と実施計画の見直しに関する手順を施設として定めて実施している。 自立支援計画の評価・見直しは、「自立支援計画作成マニュアル」に基づき、5月と12月の年2回行うこととし、記録の方法、実施計画変更の手順が明示され、その手順に基づき児童相談所からのケース情報の確認と児童の受け入れ、ホーム内の意見をとりまとめ、児童の自立に向けた取組が行われている。また、ケース記録の月末のまとめは、子ども本人、家庭、学校、総合の項目別の支援経過、支援成果が記録され、定期的に実施状況の評価が行われている。これは自立支援計画の評価・見直しを行う際の基本情報となって、養育・支援が行われていることを確認する仕組みが構築され機能している。自立支援計画の見直しに当たっては、養育・支援を十分に実施できていないニーズや課題等を明確にし、養育・支援の向上に努めている。		

III-2-(3) 養育・支援の実施の記録が適切に行われている。	第三者評価結果
44 III-2-(3)-① 子どもに関する養育・支援の実施状況の記録が適切に行われ、職員間で共有化されている。	a
子ども一人ひとりの自立支援計画の実施状況が適切に記録され、職員間で共有化されている。 自立支援計画に基づく養育・支援の実施状況は、ネットワークシステム利用により本園ホーム、分園型ホームの職員間で共有されている。日誌やケース記録は統一された様式によって情報共有されている。ケース記録は、月ごとに、子ども本人、家庭、学校、総合の項目別の支援経過が記録されており、養育・支援の状況について、毎月の検証・見直しに繋がっている。記録の記載に当たっては「業務標準マニュアル」に記入上の注意点や例を挙げ、内容や書き方に差異が生じないようにしている。また、朝会は9時40分からオンラインで行われ、ホーム会議、リーダー会議、職員会議等での情報が共有化されている。ネットワークシステムは、個人やグループごとに必要な職員にのみ届くよう整備され、利用者の記録ファイルのほか、掲示板やメッセージ機能により、各種会議の情報などを共有する仕組みが機能している。	
45 III-2-(3)-② 子どもに関する記録の管理体制が確立している。	a

A-1 子どもの権利擁護、最善の利益に向けた養育・支援

A-1-(1) 子どもの権利擁護	第三者評価結果
A1 A-1-(1)-① 子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。	a

子どもの権利擁護に関する取組が徹底されている。

子どもの権利擁護について「業務標準マニュアル」に児童処遇の基本方針が明示され、取組が徹底されている。権利擁護に対する取組は「けんりノート読み合わせマニュアル」「児童に関する記録管理マニュアル」を整備している。また、職員採用時には個人情報の保護に関する誓約書を微するとともに、年1回、全職員にチェックリストを用いた自己点検を実施している。これにより個人情報取扱いの重要性を再確認するとともに、記録の管理体制を確立している。子ども、保護者には、入所時に個人情報について説明を行い、個人情報の取扱いについて同意書を微している。「児童に関する記録管理マニュアル」により、子どもの記録の保管、保存、廃棄、情報の提供に関する責任者は園長としており、適正に管理が行われている。

ケース記録による、読み合わせ時の子どもとのやり取りは、権利擁護に関して繰り返し取り組んできた成果と言える。

A-1-(2) 権利について理解を促す取組	第三者評価結果
A2 A-1-(2)-① 子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施している。	b

子どもに対し、自他の権利について正しい理解を促す取組を実施しているが、十分ではない。

日常の養育・支援において、一人ひとりがかけがえのない大切な存在であること、他人を傷つけたり脅かしてはいけないことを常に子どもに伝えている。また、日常的に自他の権利について児童の主張を受け止めつつ、権利擁護の正しい理解を深めるよう説明している。「けんりノート」の読み合わせはホームごとにを行い、年齢や個々の状況に合わせた説明を心がけている。

しかし、発達に課題のある子どもや年齢の低い子どもには十分に理解されているとは言い難いため、「けんりノート」の内容に沿った補助資料等の工夫が必要と考えられる。さらに職員は学習会を通し、子どもに対する応答的な関わり方や気づきなど援助技術の向上に努めるなど、子どもの権利について理解を深めるための取組が望まれる。

A-1-(3) 生い立ちを振り返る取組		第三者評価結果
A3	A-1-(3)-① 子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っている。	b
<p>子どもの発達状況に応じ、職員と一緒に生い立ちを振り返る取組を行っているが、フォローなど十分でない。</p> <p>施設では、同じ職員が入所から退所まで子どもの生い立ちを見守ることができるよう、ホーム間の異動を極力避け、安心した関係性が構築できるよう配慮している。生い立ちを振り返る取組は、適宜に行っているが、退園前にタイミングを図りながら取り組むことが多い。職員個人が判断せず、園内で検討し共通理解のもと、状況に応じて児童相談所とも連携しながら慎重に進められている。</p> <p>施設で撮影された多くの写真や動画はクラウド上に保存している。職員はいつでも確認でき、記録は退園児にCDアルバムにして渡している。</p> <p>しかし、子どもはインターネットを日常的に見ることができないため、成長の記録や思い出を自由に手に取って見ることができるよう、個人用の紙媒体のアルバムなどの整備が望まれる。</p>		
<p>A4 A-1-(4)-① 子どもに対する不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <p>不適切なかかわりの防止と早期発見に取り組んでいる。</p> <p>「虐待防止の手引き」「法令遵守要綱」「くらし・あんしん委員会設置要綱」等に不適切な関わりについての詳細が明記されている。職員は「人権擁護のためのチェックリスト」「コンプライアンスチェックシート」等で定期的に振り返りを行い、不適切な関わりの防止や早期発見、早期対応に努めている。</p> <p>子どもに実際あった事例をもとに、自分自身が身を守ることや、不適切な関わりの防止など、意識的に生活行動が取れるように支援している。</p> <p>被措置児童虐待が疑われる事案が発生したときには、施設内だけでなく、児童相談所や関係機関と緊密に連携し協力しながら、迅速に対応する体制が整っている。</p>		
A5	A-1-(5)-① 子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。	a
<p>子どものそれまでの生活とのつながりを重視し、不安の軽減を図りながら移行期の支援を行っている。</p> <p>「児童入所受入対応マニュアル」「退園に向けた支援マニュアル」「アフターケア実施要項」等が整備され、生活場所が変わることへの不安、負担の軽減を図っている。入所時には和やかな雰囲気で迎え入れることとし、子どもに応じてホームごとに工夫を凝らし、環境や人間関係に配慮している。措置変更など他施設からの入所は関係機関との情報共有を丁寧に行い、自立支援計画を作成している。定期的に見直しを行い、安定した養育・支援に努めている。家庭引き取りや措置変更など施設退所後もアフターケアを実施し、家庭支援専門相談員を中心に新しい支援先に繋げている。入所後は、事前に学校と情報共有を行い、スムーズな学校生活への導入に努めている。</p>		
A6	A-1-(5)-② 子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援に積極的に取り組んでいる。	b
<p>子どもが安定した社会生活を送ることができるようリービングケアと退所後の支援を行っているが、十分でない。</p> <p>退所後の生活に向け「退園前進路支援計画」「自立生活訓練実施要項」「アフターケア実施要項」に基づいて自立訓練を行っている。数日間、自活訓練室で一人生活する中でお金の使い方、予算内での買い物、料理、掃除、洗濯など全てを一人で行う機会を設けている。退所者には社会生活を送る上で、大切な体験活動となっている。</p> <p>「家庭支援専門相談員業務ガイドライン」の内容には、手厚いアフターケアのできる仕組みが確立されている。退所後も訪問対応や電話連絡、職場や関係機関との連携など伴走型の支援を行い、記録も整備されている。</p> <p>退所者は地域の祭りや運動会に参加し、職員や子どもたちと交流したり、各ホームに「里帰り」する中で、後輩の相談に乗るなど交流する様子が報告されている。</p> <p>しかし、組織としての働きかけが十分ではないため、今後はピアサポート活用などの仕組みづくりが望まれる。</p>		
A-2 養育・支援の質の確保		
A-2-(1) 養育・支援の基本		第三者評価結果
A7	A-2-(1)-① 子どもを理解し、子どもが表出する感情や言動をしっかり受け止めている。	a
<p>子どもを理解し、子どもが表出する感情や言語をしっかり受け止めている。</p> <p>職員は、入所前の育ちの背景について児童相談所、関係機関から情報を得て共通理解している。子どもが表出する感情や言語をしっかり受け止めるため心理療法士等の専門職と情報交換を行い、子どもの特性や成長度、課題を自立支援計画に反映し、きめ細かな支援に繋げている。個人日誌(1か月分)の記録には、職員の受容的・支持的な態度での支援の様子が記録されている。また、施設では入所から退所までをできるだけ同じ職員が養育・支援に関わるよう配慮していることから、利用者アンケートでは9割近い子どもが、「安心して生活できる」「大人たちから大切にされている」と回答している。</p>		

A8	A-2-(1)-② 基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。	a
基本的欲求の充足が、子どもと共に日常生活をいとなむことを通してなされるよう養育・支援している。 分園型小規模グループケアの完成により、子ども一人ひとりの居室が確保され、子どもと職員が安心して生活できる場となっている。余暇と一緒に楽しんだり個別的に触れ合う時間も取れている。落ち着かない時は自室でクールダウンすることもでき、安定した生活に繋がっている。生活の決まりは、必要に応じて児童主体の会議を開くなど、児童の意見や要求が反映できるよう工夫している。また、各ホームでは職員が一定の裁量権を持ち、柔軟に対応できる体制となっており支援の内容については、ホームごとに工夫している。一人ひとりの基本的欲求を把握することに努め、安心、安定した日常生活が送ることができるよう配慮している。		
A9	A-2-(1)-③ 子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。	a
子どもの力を信じて見守るという姿勢を大切にし、子ども自身が自らの生活を主体的に考え、営むことができるよう支援している。 職員は、ホーム会議で子どもの理解を深め、問題点や支援方法を確認し共通理解のもと養育・支援に当たっている。子どもを認め、褒めるという寄り添う姿勢を大切に、職員の指示や制止を極力減らし、失敗してもすぐにフォローできる体制を整えている。 特に自立の時期が近づいてきた子どもには、学校とも連携しながら、様々な体験をする機会を設け、失敗に終わった時には一緒に振り返りを行い、次にどう活かしていくかを考え、子ども自身の気づきに繋げている。 各ホームの暮らしの中で、職員が一人ひとりを見守り、子どもの主体性を尊重しながら養育・支援を行っている。		
A10	A-2-(1)-④ 発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。	a
発達の状況に応じた学びや遊びの場を保障している。 各ホームでは「自立支援計画」をもとに年齢や発達に応じた学びや遊びの場が確保されている。子どもは自分の居室に気に入った図書や玩具を備え、ゲームやパソコン等インターネットの利用は共用のスペースで楽しんでいる。余暇の時間は公園の散策や地域の体育館を利用し、軽スポーツも楽しむなど、子どもたちの発達保障のために積極的に地域の社会資源が活用されている。 今年度から、地域の保育所が認定こども園に移行したこと、幼児は町外の幼稚園から地域内の近くのこども園に通うことができるようになり、小学校への入学がスムーズになった。		
A11	A-2-(1)-⑤ 生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。	a
生活のいとなみを通して、基本的生活習慣を確立するとともに、社会常識及び社会規範、様々な生活技術が習得できるよう養育・支援している。 各ホームの職員は、日々の生活を通して基本的生活習慣の確立や社会常識、生活技術の習得のための取組を行っている。年齢差が大きいため、一人ひとりの発達段階に応じ養育・支援に当たっている。また、ホーム会議で子どもと一緒に「ホームの約束」を考え、定期的に見直しを行っている。 地域の様々な行事(祭りや運動会)には社会性を養う場として積極的に参加し、子どもはもちろんのこと、職員も地域の重要な役目を担っている。 ネットやSNSの知識習得には個別に対応し、トラブルが発生した場合は法律の知識や正しい使い方について一緒に考える機会とし、安心、安全に利用するためのきめ細やかな支援を行っている。		
A-2-(2) 食生活		
A12	A-2-(2)-① おいしく楽しみながら食事ができるように工夫している。	a
おいしく楽しみながら食事ができるよう工夫している。 栄養士と各ホームの代表職員により「食事検討会」が開催されている。栄養士は食事アンケートをもとに半月分ごとに献立を作成して各ホームに配布し、材料の発注を行っている。土、日曜日は職員と子どもが一緒に買い物をし、自分たちで調理をしたり、おやつ作りを楽しんでいる。全ホームは対面式のキッチンになっており、職員が調理する様子を見たり、積極的に手伝いをしている。身近な職員が調理することや明るい雰囲気の食堂で職員と一緒に食べることで、残食などがほとんどなくなっている。各ホームに設置してあるタブレットを活用し、子どもと連絡を取りながら帰園に合わせ温かい食事の提供行っている。おいしく食べられるよう、調理の工夫や配慮に加え、食事をする楽しさや大切さも伝えられるよう各ホームで食育に努めている。		

A-2-(3) 衣生活		第三者評価結果
A13	A-2-(3)-① 衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるように支援している。	a
衣類が十分に確保され、子どもが衣習慣を習得し、衣服を通じて適切に自己表現できるよう支援している。 「衣服・寝具管理マニュアル」の中に衣生活の方針が明記されている。衣類は居室の引き出しやハンガーに整理され気候やTPOに応じた選択、汚れた衣服の着替えなど衣習慣が日常生活の中で体得できる環境が整っている。 幼児や小学生は職員と、中高生は友だちと衣類の買い物に出かけることが多く、好みに合わせて購入し自分らしさを表現できる機会となっている。購入前には買うものが偏らないよう、職員がアドバイスしている。洗濯やアイロンがけ等は基本的には職員が対応しているが、自立に向けた衣類の洗濯や整理も計画的に取り組めるよう、子どもの状況に合わせて支援している。アイロンがけは、リビングで子どもと会話を交わしながら行っている。衣習慣を習得し、衣服を通じて自己表現できる支援をしている。		
A-2-(4) 住生活		第三者評価結果
A14	A-2-(4)-① 居室等施設全体がきれいに整美され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。	a
居室等施設全体がきれいに整備され、安全、安心を感じる場所となるように子ども一人ひとりの居場所を確保している。 各ホームは個室化され、子どもが安心して生活できる場が確保されている。生活の場が清潔に保てるよう、基本的に居室は各自で、共有スペースは職員が掃除や消毒等を行っている。リビングにはカウチソファーが置かれ、壁面に飾り付けをしたり、食卓テーブルに好みのキャラクターが置かれているなど、温かくゆったりした雰囲気になるよう配慮されている。 施設の危険箇所の把握や対応、消防設備の点検など保守点検が定期的に行われている。 ケース記録には中高生が、職員の掃除を積極的に手伝い、職員が子どもに感謝の言葉を伝える様子が記録されている。		
A-2-(5) 健康と安全		第三者評価結果
A15	A-2-(5)-① 医療機関と連携して一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理するとともに、必要がある場合は適切に対応している。	b
一人ひとりの子どもに対する心身の健康を管理し必要がある場合は対応しているが、十分ではない。 「感染症対策」「予防接種」「投薬管理」等の健康管理に関する各マニュアルが整備され、日々職員は、ホームごとに子どもの健康管理に努めている。「すこやか日誌」に通院記録を必ず記入し、症状、通院スケジュール、投薬管理など全職員が全児童の情報を共有している。必要に応じて主治医、児童相談所、担当職員による支援会議を開催し情報共有して、支援に当たっている。近年は発達障害に起因する受診が増え、精神科の薬を服用している子どもも多い。薬の管理は各ホームで注意深く行っている状況である。園として包括的に子どもの健康や感染症の対応に努め、職員の医療や健康に関する知識を深めていくためにも、児童の健康管理の要となる看護師の配置が望まれる。		
A-2-(6) 性に関する教育		第三者評価結果
A16	A-2-(6)-① 子どもの年齢・発達の状況に応じて、他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けている。	b
他者の性を尊重する心を育てるよう、性についての正しい知識を得る機会を設けているが、十分ではない。 今年度「性教育委員会」を設置し、地域のフェムシップドクター（女性たちを救済する医師）を講師に招き、研修等を行い職員の知識習得やスキルアップを目指す予定である。 各ホームは小学生から高校生までが居住し年齢差が大きく、性に対する疑問や不安にはそのつど個別に対応している。また、問題発生時には「性的問題行動への対応マニュアル」に基づき、児童相談所や関係機関と連携し問題解決に取り組んでいる。 しかし、性教育のための明確な指針がないため職員は指導に迷うことがあった。性教育はイコールいのちの教育といわれている。今後の「性教育委員会」の活動が大いに期待される。		
A-2-(7) 行動上の問題及び問題状況への対応		第三者評価結果
A17	A-2-(7)-① 子どもの暴力・不適応行動などの行動上の問題に対して、適切に対応している。	b
子どもの行動上の問題に対応しているが、問題状況の対応は十分でない。 暴力や不適応行動などの問題発生時には「くらし・あんしん委員会設置要綱」「リスクマネジメント要綱」「危機管理マニュアル」に沿って、心理療法士や家庭支援専門相談員等の専門職も加わり、全職員で対応する体制が整っている。事案発生時には、複数の職員が加害児童、被害児童から絆を丁寧に聞き取り、振り返りを行っている。また、周囲の児童への説明も行っている。本体施設にクールダウン室が用意されているが、居室が個室化されたことから、子どもが不安になった際には、自室でクールダウンし、落ち着きを取り戻すケースが多くなっている。職員と子どもはそれぞれCAP岩手のアンガーマネージメント研修を受講し、暴力や不適応行動等に対しての対応方法等について学んでいる。必要に応じて、児童相談所、専門医療機関や警察等と連携し、状況に応じた指導、支援に努めている。 しかし、各マニュアル等には暴力を受けた職員への心理面のサポートについて具体的な記載が見られない。現状は職員が相互に支え合うかたちとなっており、被害を受けた職員へのサポートについて改めて検討し、マニュアルに反映させるなど、更なる取組が望まれる。		

A18	A-2-(7)-② 施設内の子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。	a
子ども間の暴力、いじめ、差別などが生じないよう施設全体で取り組んでいる。 「くらし・あんしん委員会の説明」のリーフレットを子どもに配布し、安心して生活するために「やってはいけないこと（暴力、悪口、からかいなど）」を伝えている。また、職員は日頃から子どもと信頼関係が築けるよう寄り添った支援を心がけ、暴力や不適切行動の防止に努めている。暴力行為等が発覚した場合は「危機管理マニュアル」に沿って全職員が一丸となって対応する体制を整えている。ケアニーズの高い子どもの入所が増えていることから、特別な配慮が必要な子どもについて、児童相談所と連携し、発達の特性や支援の留意点について職員間で情報共有している。また、保護者や子どもに了承を得て、周囲の子どもたちにも日常の接し方について丁寧に説明するなど、当該児童がスムーズに過ごせるよう配慮している。施設の小規模化、地域分散化により、職員が各ホームに分かれて配置されていることから、職員が手薄な時間帯の問題発生時には、隣接ホームや本体施設に応援を求める、複数職員で対応する体制を整えている。また、夜間や重大リスクが懸念される場合は「危機管理マニュアル」に沿って、警察への通報や、非常招集体制を取ることにしている。		
A-2-(8) 心理的ケア	第三者評価結果	
A19	A-2-(8)-① 心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。	a
心理的ケアが必要な子どもに対して心理的な支援を行っている。 心理療法担当職員は臨床心理士と公認心理師の資格を有し、心理的ケアの必要な子どもに支援を行っている。「虹の部屋」と名付けられた心理療法室には特大のテディベアと玩具（検査用）がたくさん用意され、虐待を受けた子どもや行動面で問題行動のある子どもに、リラックスした雰囲気の中で検査や心理療法を行っている。支援は「心理業務要綱」「心理療法実施要項／心理職業務手順書」に沿って実施され、内容はホーム職員に報告されて日々の養育・支援に反映されている。職員は心理療法担当職員から助言を得たり、園内研修等で心理的ケアを受講し、支援体制の振り返りや再構築などに活かしている。 心理療法担当職員は外部の専門家からスーパービジョンを受けている。		
A-2-(9) 学習・進学支援、進路支援等	第三者評価結果	
A20	A-2-(9)-① 学習環境の整備を行い、学力等に応じた学習支援を行っている。	a
学習環境の整備を行い学力に応じた学習支援を行っている。 施設における学習環境の整備と学習支援については「業務標準マニュアル」に明示され、一人ひとりの目標は「自立支援計画」に反映されている。「学習向上委員会」が開催され、子どもの状況については職員間で情報共有されている。小中学生は帰園後各ホームで課題に沿って学習し、必要に応じて職員が個別支援を行っている。また、中高生の希望者には、地域の学習塾やオンラインでの受講を行っている。これまでの生活歴から学習に苦手意識を持つ子どもが多く、よいところを見つけることで自信に繋げている。学校とは、三者面談のほか、必要に応じて情報共有を行い進路支援に繋げている。特別支援学級（校）担任とは連絡ノート等で連携を密にしている。		
A21	A-2-(9)-② 「最善の利益」にかなった進路の自己決定ができるよう支援している。	a
子どもが進路の自己決定をできるように支援している。 「自立支援計画」作成時に子どもと話し合い、進路の希望は計画内容に反映されている。中学3年生、高校3年生の6、11月に「進路支援マニュアル」のまとめ「進路支援計画」を作成、「進路検討会議」で話し合われている。保護者の意向を踏まえ学校、児童相談所と協議を重ね、各関係機関とも連携して進路の自己決定ができるよう支援している。進学に向けた奨学金の活用や就職に向けた資格取得など情報提供や書類作成等も支援している。 大学や各種学校に進学、就職した場合は定期的に連絡を取り、アフターケアに努めている。また、進路決定後のフォローアップや退学・就職等の進路変更があった場合は、社会自立ができるよう関連機関と連携し、できる限りアフターケアに努めている。高校に入学しても登校が継続できないケースが増えており、通信制高校の活用も視野に入れるなど「学力向上委員会」で検討しており、様々なケースが丁寧に記録されている。		
A22	A-2-(9)-③ 職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通して、社会経験の拡大に取り組んでいる。	b
職場実習や職場体験、アルバイト等の機会を通じた社会経験の拡大に取り組んでいるが、十分ではない。 職場実習やアルバイト等は学校と連絡を取り合ながら、子どもが可能な範囲で行わせ、自立につながる社会経験の拡大に努めている。職場体験やアルバイトを行う時は本人の希望や状況を考慮し、ストレスや疲労のないよう支援している。高校在学中の資格取得を奨励し、子どもの進路に合わせた資格取得や、資格を活かした就職先に繋げるよう支援に当たっている。地域の強みとして協力事業主と連携している反面、実習先や体験先はその都度開拓にとどまっており、今後は社会経験の拡大の機会と捉え、一層の充実が望まれる。		

A-2-(10) 施設と家族との信頼関係づくり		第三者評価結果
A23	A-2-(10)-① 施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制を確立している。	a
<p>施設は家族との信頼関係づくりに取り組み、家族からの相談に応じる体制づくりを確立している。</p> <p>「家庭支援専門相談員業務ガイドライン」を独自に作成し、基本姿勢、具体的業務等役割が明確にされている。家庭支援専門相談員が中心となり、施設全体で家族関係の調整や相談に取り組んでいる。子どもに関する情報はタブレット等を活用し保護者に知らせたり、相談に乗るなど連絡を密接に取り合い、家族との信頼関係の構築を図っている。家庭支援専門相談員が施設の窓口となり、家庭と施設、児童相談所等関係機関との調整や、児童福祉司と合同での家庭訪問等を積極的に行っている。経過はケース記録、家庭支援記録に詳しく記述されている。</p> <p>家庭支援専門相談員の業務を明確に示していることで、他の専門職員やホーム職員との連携が図られ、施設としての手厚い支援体制が整っている。</p>		

A-2-(11) 親子関係の再構築支援		第三者評価結果
A24	A-2-(11)-① 親子関係の再構築等のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。	a
<p>親子関係の再構築のために家族への支援に積極的に取り組んでいる。</p> <p>施設全体で親子関係の再構築や、家庭復帰に取り組んでいる。家庭復帰に向けては家庭支援専門相談員を中心にホーム担当、関係職員でアセスメントが実施されている。「家庭復帰支援計画」が作成され、計画に基づいて支援が進められている。計画的な面会や外出など子どもの意向を確認した上で、児童相談所や関係機関(医療、学校等)とも密接に連携し、家族支援のための体制を整えている。また、親子生活訓練室(兼自活訓練室)の活用で家族への支援にも積極的に取り組んでいる。必要に応じて家庭支援専門相談員がホーム会議等に参加し、情報共有することで支援方法が明確になり、積極的な支援に繋がっている。</p>		